

令和5年度

手賀沼農地防災事業
手賀第二排水機場改修工事

土木工事・建築工事
特別仕様書
(当初)

関東農政局 手賀沼農地防災事業所

第1章 総 則

手賀沼農地防災事業手賀第二排水機場改修工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局「土木工事共通仕様書」、「施設機械工事等共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「建築標準仕様書という。」）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び図面に示す特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、手賀沼農地防災事業計画に基づき手賀第二排水機場を建設するものである。

2. 工事場所

千葉県柏市千間橋地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

【土木工事】

- | | |
|-----------|----|
| (1) 吸込水槽 | |
| 1) 本体工 | 一式 |
| (2) 吐出水槽 | |
| 1) 本体工 | 一式 |
| (3) 取付水路 | |
| 1) 本体工 | 一式 |
| (4) 地盤改良工 | 一式 |

【建築工事】

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 建設工事 | 一式 |
| 機場建屋 RC造1階 | 延床面積 266.4m ² 1棟 |
| 電気室建屋 木造1階 | 延床面積 97.3m ² 1棟 |
| (2) 電気設備工事 | 一式 |
| (3) 機械設備工事 | 一式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

- (1) 既設機場を利用しながらの施工となるため、通年施工とする。
- (2) 出水期は6月1日～10月30日であることから、低地排水路に干渉する工事は、非出水期(11月1日～5月31日)の施工を基本とする。
- (3) 通水試験
通水試験について、本工事で建設された施設は、令和8年1月から通水試験を行う計画としていることから、試験に支障のないよう施工することとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり 13 日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労務者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 822 日間よりも短い期間を設定使用とする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行う物とする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇、年末年始休暇。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事監理者

本工事は、建築基準法第 5 条の六第四項に基づき工事監理者を配置する。氏名等について別に通知する。

7. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1－1－9 に規定している現場技術員を配置する場合には氏名等について別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び砂質土を想定している。

2. 関連工事

（1）関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

また、現場搬入道路として利用する手賀川管理用道路、本工事及び以下の工事の共用とし、適切に維持管理を行うものとする。

・手賀沼農地防災事業 手賀第二排水機場ポンプ設備製作据付工事

(施工予定時期：令和5年11月～令和8年2月)

- ・手賀沼農地防災事業手賀第二排水機場除塵機製作据付工事（仮称）

(施工予定時期：令和6年度～令和7年度)

- (2) 関連工事である手賀第二排水機場ポンプ設備製作据付工事において、機械類の据付を令和7年9月以降に予定していることから、吸水槽、吐水槽は、令和7年8月末までに終えなければならない。

なお、建屋は、天井クレーンが設置可能な躯体及び屋根工事を終えることとする。

3. 隣接地に対する措置

- (1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

- (2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、監督職員が別途指示する箇所については、工事実施期間中定期的に、位置・高さ等について測定を行い監督職員に報告しなければならない。

また、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければならない。

4. 第三者に対する措置

- (1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮し、工事の円滑な進捗に努めなくてはならない。

- (2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとし、条件変更及び交通状況等により員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	延べ人数	編成	昼夜別	交替要員の有無
浅間橋前とサイクリングロード入口部	1名/箇所/日	720名	2名	昼間	無

- (3) 交通対策

隣接農地等に進入する耕作車両に限り通行可能とし、営農等の通行に支障のないよう安全措置を講じるものとする。

- (4) 夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとする。

5. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

6. 防災対策

受注者は気象予報等（河川管理者の情報）を的確に把握するとともに、十分注意して施工するものとし、特に対策を必要とする場合には監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土仮置場

- (1) 本工事で発生する仮置場を、図面のとおり予定している。

2. 仮置場

工事用資材などの一時置場は、発注者が確保している工事用地内とする。

3. 工事用道路等

- (1) 受注者は、図面にに基づき工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任において実施しなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。
- (2) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ、使用条件、用地境界等の確認を行わなければならない。また、原形復旧に必要な測量を行うものとする。
また、工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- (2) 工事用地は将来農地に戻すことに留意し使用しなければならない。
- (3) 工事用地の使用方法については、計画書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。
- (4) 工事用地は、雑物等が混入しないよう対策を講じなければならない。
- (5) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後に行うものとし、土地返還引受書を徴収するものとする。なお、返還の際は発注者も立ち会うものとする。

3. 着手前現地状況等の測定記録

以下の項目について着手前現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

- (1) 表土面標高（施工着手前）
- (2) 基盤面標高（施工完了後）

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コンクリート	27	18	20	-	N	建築構造物
鉄筋コンクリート	24	12	25	55 以下	N	建築構造物・土木構造物
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	B B	土木構造物
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	B B	土木構造物
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	B B	均しコンクリート等

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(2) 建築構造物

建築構造物については、図面に示す特記仕様書のとおりとする。

(3) 地盤改良材

セメント系

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

[土木工事]

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	試験成績表、配合報告書
地盤改良材	試験成績書
その他材料	カタログ又は試験成績書等

[建築工事]

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	配合報告書、試験成績表
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ・試験成績書
鉄筋及び鋼材	ミルシート、カタログ、試験成績書
防水材	色見本、試験成績書保証期間
屋根材	色見本、カタログ
床材	色見本、カタログ、試験成績書
壁材	色見本、カタログ、試験成績書
建具	製作承認図
塗料	色見本、試験成績書
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	色見本、カタログ、試験成績書
配線配管類	カタログ、納入仕様書、試験成績書
照明器具	カタログ、納入仕様書
空気換気設備器具	カタログ、納入仕様書
衛生設備器具	カタログ、納入仕様書
受配電盤	カタログ、納入仕様書
その他の使用材料	カタログ、試験成績書等

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 一般事項

本工事の施工については、施工計画書に次の事項を記載するものとする。

- 1) 型枠の構造
- 2) コンクリート打設及び養生方法
- 3) 試験装置及び主要機械器具
- 4) その他必要と思われる事項

(2) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(3) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、時期、頻度で確認を受けるものとする。

ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に施工段階確認願を提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。
- 3) 下表に示す以外の工程は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

[土木工事]

工 種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階		
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	各構造物毎に初期打設完了後1箇所		
砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
コンクリート構造物	幅、厚さ、高さ 施工位置	各構造物毎に初期打設完了後1箇所		
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降構造変更毎に1箇所		
防水処理工	使用材料 下地処理状況	作業着手時1回		
仮廻道路	延長、幅	設置完了時点で1箇所		
地盤改良工	改良深、位置・間隔、改良幅	初期施工段階で1箇所		

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

[建築工事]

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	備考
掘削	床付け状況、基準高 土質状況	初期床付け完了時 土質変化時		
砕石基礎均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期基礎完了時1箇所		
コンクリート構造物	基準高、幅、厚さ、 高さ、ひび割れ	基礎、壁、柱、梁、初期 施工段階で1箇所		
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	鉄筋組立後1箇所		
外壁取付工	外観・寸法 取付状況	作業着手時1回		
防水処理工	使用材料 下地処理状況			

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

(4) 中間技術検査

- 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成

し、監督職員へ提出しなければならない。

- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻 有筋	(株)新東京開発	千葉県白井市名内字 向山 315-42	8:00～18:00	中間処理
廃シート	(株)共栄サービス	千葉県野田市神三ヶ 尾金剛寺 268-2	8:00～17:00	中間処理

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

[土木工事]

工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

[建築工事]

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②上部構造部分・外装	上屋構造部分・外装 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

4. 土工

(1) 作業土工

1) 掘 削

- ①場内を整地して、作業ヤードを確保するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。
- ②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- ③法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- ④掘削箇所に予期しない不良土・埋設物があった場合は、掘削工法等について監督職員の指示を受けなければならない。
- ⑤基床部掘削の仕上げにあたっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じないよう十分留意し、所定の標高に仕上げるものとする。
- ⑥掘削土を埋戻及び盛土に流用することとしているが、掘削土が埋戻及び盛土に適さないと認められる場合は監督職員と協議し、建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- ⑦埋戻及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

- 1) 埋戻仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。
- 2) 構造物の埋戻及び盛土に使用する土は、本工事で発生する掘削土（改良土）を流用するものとするが、埋戻土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 埋戻材の投入は、構造物に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
- 4) 締固め方法
 - ① 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるように均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
 なお、構造物壁より 50cm までの範囲及び施工幅 1m までの範囲の埋戻し及び盛土は振動コンパクタ 90kg 級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。
 また、水路本体に偏圧がかからないようにして、構造物より 50cm までの範囲については、振動コンパクター 90 kg 級により十分締固めなければならない。
 また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級、ブルドーザ 15 t 級により入念に転圧するものとする。

5. 基礎工

(1) 地盤改良工

地盤改良工の施工にあたっては、改良工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐

させ、十分な施工管理を行わなければならない。なお、施工に先立ち作業計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

- 1) 地盤改良範囲は設計図に示す範囲を標準とするが、それにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
- 2) 地盤改良工の使用材料、目標改良強度及び想定添加量等は次のとおりとしているが、配合試験結果等により変更する場合がある。なお、施工前及び施工後に現地において深さ方向の連続した試料を採取、この全試料により次の土質試験を行い、結果を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

施工前

- ・現地採取試料による配合試験（強度及び六価クロム溶出試験）

施工後

- ・一軸圧縮試験（3 供試体／1 試料）1 材齢当たり

施工場所	使用機械・材料	目標改良強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m ²)	室内目標改良強度 ($q_u(\sigma_{28})$) (kN/m ²)	想定添加量 (kg/m ³)	備考
地盤改良基礎 (浅層混合処理工)	バックホウ セメント系固化材	140	280	100	仮設計画図参照
工事用道路 (浅層混合処理工)	スタビライザー セメント系固化材	10	15	50	仮設計画図参照
盛土部・遊水池 (浅層混合処理工)	スタビライザー セメント系固化材	50	77	50	仮設計画図参照
盛土部・遊水池 (中層混合処理工)	パワーブレンダー セメント系固化材	75	188	70	仮設計画図参照
吸込水槽 (中層混合処理工)	パワーブレンダー セメント系固化材	400	1000	200	仮設計画図参照
吐出水槽 (中層混合処理工)	パワーブレンダー セメント系固化材	300	750	180	仮設計画図参照
構造物基礎 (深層混合処理工)	CI-CMC-HG 工法 セメント系固化材	580	1160	200	仮設計画図参照

- 3) 配合試験の結果により、固化材添加量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 六価クロム溶出試験の結果により、六価クロムの対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- 5) 施工に際しては、トレンチャーの鉛直性、チェーン速度、チェーン累積移動距離、改良深度及び改良材スラリー供給量を記録し、作業日報とともに監督職員に提出するものとする。

6. 吸込水槽、吐出し水槽、取付水路

(1) 鋼材

- 1) 鋼材の運搬・荷扱い・保管に当たっては、雨・露等による錆・腐食等の発生を防がなければならない。
- 2) 鉄筋の組み立て前に、浮き錆、汚れ等、コンクリートとの付着を害する恐れのあるものを取り除いてから、組み立て作業を行なければならない。
- 3) 鉄筋の継ぎ手は、土木構造の場合は、基本的に重ね継ぎ手とし、その重ね長さは基本定着長以上とする。

(2) コンクリート工

- 1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 鋼材を用いる構造体にコンクリートの打込み作業を行う場合は、打込み前に配置された鋼材の位置及び被覆材の損傷の有無を確認しなければならない。
- 3) コンクリート打込みの際には、被覆材に損傷を与えないように注意しなければならない。

7. 耕地復旧

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 水田部

1) 水田借地部の復旧に当たって、耕土等には、絶対に碎石等を混入させてはならない。

やむを得なく混入した場合は、請負者の責任で混入物を取り除いて処するものとする。

2) 心土破碎に先立ち、地権者等の立会を得て、基盤面の高さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、沈下等が確認された場合、その処理について監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 土木工事の主任技術者等の資格

監理技術者にあつては、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(1)、主任技術者にあつては(2)又はこれと同等以上の資格を有するものでなければならない。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第15条2号で定められている者のうち、1級土木施工管理技士以外のものとする。

2. 施工管理

この工事の施工管理は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、水路工事については次の事項を適用する。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

(1) 構造物品質確認試験(パイプライン付帯工を除く鉄筋構造物)

本工事で施工するコンクリートの床版及び側壁については、土木構造物の本質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行わなければならない。

1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

① 調査頻度は、強度が同じブロックを1構造物単位として、各単位につき3箇所の調査を実施しなければならない。

なお、請負者は、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

② 調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施しなければならない。

③ 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により実施するものとする。

④ 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うことがある。

⑤ 実施時期・位置など詳細については、監督職員と十分に打合わせを行うものとする。

なお、調査票については別途指示する。

2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。

① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。

なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議しなければならない。

② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

なお、完成検査時に提出しなければならない。

(2) 直接測定による出来形管理

1) 共通工事：盛土

2) 水路工事：取付水路

(3) 撮影記録測定による出来形管理

1) 共通工事：盛土

2) 水路工事：取付水路

(4) 品質管理

- 1) コンクリート関係：コンクリート
- (5) 施工管理の追加項目
 - 1) 直接測定による出来形管理

3. 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

※事前溶出試験で土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、事後溶出試験を実施することを要しない。但し、火山灰質粘性土を改良する場合は、事後溶出試験結果にかかわらず、事後溶出試験を実施する。「配合設計の段階で実施する環境庁告示46号」

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数1回当たり

対象工種	対象工法	配合設計 段階検体数	施工後 段階検体数	備 考
基礎工	地盤改良工	2	0	合計 2 検体

※但し、1 試料当たり（2 固化材分）例、特殊固化材、高炉セメントB種

4. 地盤改良

地盤改良の直接測定による出来形管理と撮影記録による施工管理は次のとおりとし、その他の施工管理項目等については監督職員と協議するものとする。

管理項目	管理内容	管理基準値	規格値	測定頻度
浅層混合処理				
出来形管理 1	基準高	—	—	延長40m毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 2	改良厚	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 3	改良幅	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1 箇所/1000m ³
出来形管理 4	改良延長	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1 箇所/1000m ³
中層混合処理				
品質管理 1	六価クロム溶出量※ 1	—	0.05mg/l以下	1 回/施工前
機械器具管理 1	パワーブレンダー 外観寸法検査	—	実測値	1 回/施工前
機械器具管理 2	チェーン速度管理	—	実測値	1 回/施工前
機械器具管理 3	ミキサー重量計量器 (ロードセル)	—	± 2 kg(100kg当たり)	1 回/施工前
機械器具管理 4	改良材スラリー流量	—	± 2 l/分	1 回/施工前
混合管理 1	改良位置	—	設計値	全区割り
混合管理 2	改良深度	—	設計値以上	全区割り

管理項目	管理内容	管理基準値	規格値	測定頻度
混合管理 3	羽根切り回数	—	トレンチャー側面の 断面積当たり 50回/㎡以上	全区割り
出来形管理 1	基準高	—	—	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 2	改良厚	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 3	改良幅	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 4	改良延長	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
品質管理 1	六価クロム溶出量※ 1	—	0.05mg/l以下	1回/施工前
品質管理 2	モールドによる 改良強度の確認※ 2	—	本設利用の場合、3本／個 の試験供試体の試験結果は 設計基準強度の85%以上と する。 且つ、1個の試験結果の 平均値が設計基準強度以上 とする。※ 4	1回/1000m ³
品質管理 3	深さ方向の 品質管理※ 3 (ア)改良体の均一性 (イ)改良強度	—	①目視による確認 ②上記強度と同じ	1回/1000m ³
材料管理 1	改良材スラリー量	—	設計値以上	全区割り
材料管理 2	改良材スラリー比重	—	設計値± 2 %	1回以上/日
材料管理 3	改良材搬入量	—	—	毎日
材料管理 4	材料品質	—	JIS規格又は メーカー管理基準	1回/月
深層混合処理				
出来形管理 1	基準高	—	—	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 2	改良厚	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 3	改良幅	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
出来形管理 4	改良延長	—	設計値以上	延長40m毎、又は 1箇所/1000m ³
品質管理 1	六価クロム溶出量※ 1	—	0.05mg/l以下	1回/施工前

管理項目	管理内容	管理基準値	規格値	測定頻度
品質管理 2	モールドによる改良強度の確認※ 2	—	本設利用の場合、3本／個の試験供試体の試験結果は設計基準強度の85%以上とする。 且つ、1個の試験結果の平均値が設計基準強度以上とする。※ 4	1回/1000m ³
品質管理 3	深さ方向の品質管理※ 3 (ア)改良体の均一性 (イ)改良強度	—	①目視による確認 ②上記強度と同じ	1回/1000m ³
材料管理 1	改良材スラリー量	—	設計値以上	全区割り
材料管理 2	改良材スラリー比重	—	設計値± 2 %	1回以上/日
材料管理 3	改良材搬入量	—	—	毎日
材料管理 4	材料品質	—	JIS規格又はメーカー管理基準	1回/月

※ 1 六価クロム溶出量:改良対象土が火山灰粘性土の場合は、改良後の六価クロム溶出試験を実施する。

※ 2、3 品質確認法：深さ方向の品質確認は、※ 2の改良強度の品質確認を兼ねることが出来る。

※ 4 供試体は基礎として存置する部分から採取するものとする。

5. 競争参加資格確認資料（施工計画）の確認

競争参加資格申請時に受注者が提出した競争参加資格確認資料の施工計画については、受注者及び受注者相互で確認する。

6. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に

示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。

ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。

4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。なお、その費用については別途協議する。

第 12 章 天災その他不可抗力

天災、その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

第 13 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- 1) 土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合
- 5) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- 6) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- 7) 指定仮設に変更が生じた場合
- 8) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 9) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 10) 仮置場に変更が生じた場合
- 11) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要がある生じた場合
- 12) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 13) 排水処理工法に変更が生じた場合
- 14) 沈下により耕地に補充土が必要となった場合
- 15) 耕地復旧方法に変更が生じた場合
- 16) 水質調査が必要となった場合
- 17) 湧水の出現により、排水処理等の対策が必要となった場合

- 18) 仮設排水路が必要となった場合
- 19) 低地排水路が通常の使用によって破損し、これを補修する必要がある場合
- 20) 運搬土量に変更が生じた場合
- 21) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 22) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 23) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 24) 原形復旧を追加する必要がある場合
- 25) 交通誘導員の配置、人数に変更が生じた場合
- 26) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 27) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 28) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合
- 29) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 30) コンクリートの打込みから材齢 28 日までの予想平均気温が異なり、温度補正值に変更が生じた場合
- 31) 地盤改良工法又は地盤改良材に変更が生じた場合
- 32) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、試験方法・数量等に変更が生じた場合
- 33) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、処理対策等が必要となった場合
- 34) 第三者の協議結果にともなう変更が生じた場合
- 35) 構造検討を行っている一体不可分施設の構造が決定した場合
- 36) 土質状況により構造及び工法を変更した場合
- 37) 排水量が著しく増減した場合
- 38) 遠隔確認の試行を行う場合
- 39) 監督職員が設計変更に必要な測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- 40) 地域の農村環境に配慮した工事を実施する場合
- 41) 基礎地盤の改良が必要と認められた場合
- 42) 既設構造物との接続部の状況により施工範囲を変更する場合
- 43) 進入路の整備を監督職員が指示した場合
- 44) その他精査により変更が生じた場合
- 45) その他監督職員が必要と認めたもの

第 14 章 その他

1. 契約後 V E 提案

(1) 定 義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱に関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE提案の適否等
- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
 - 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第24条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という)を削減しないものとする。
 - 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第24条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) VE提案書の使用
- 発注者は、VE提案を採用した場合は、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
- 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間(現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場着手する日については、令和6年1月以降を予定しているが、詳細な日程は契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間に

については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に合格通知を通知した日とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの協議等に対する監督職員の指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。なお、「その日のうち」とは、午前中に協議等が行われたものはその日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

次の資材については、以下の調達地域等から調達する事を想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	RC-40	成田地区
土砂	SF 材相当品	成田地区
仮設材（敷鉄板）	L6000×W1500	白井市

6. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

（1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

（2）受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

（3）受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

（4）最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（5）受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（6）実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

（7）受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

（8）疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の

事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督職員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督職員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 設計コンサルタントの出席

上記 8. (1)、(2) の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数にかかわらず契約変更の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

8. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上 28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01

なお、建築工事において、複合単価、市場単価、補正市場単価の各方式及び物価資料の掲載価格による積算に当たっては、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和2年6月23日付け国営積第4号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知）を参考に補正する。

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評点において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

【働き方改革】

- ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の 2 つの事項の両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（現場閉所率 4 週 6 休以上）場合は、次の 2 つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕

○事業所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕

- 3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において 1 点を加点評価する。

○事業所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに、全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 真夏日
日最高気温が 30℃以上の日をいう。
 - 2) 工期
準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - 3) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期
- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 補正係数：1.2

12. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ① 環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

13. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 1日未満で完了する作業の積算

- 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

16. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

- 1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について
受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上
受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。
 - ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - ② 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - ③ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
 - ④ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

17. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

18. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

19. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

20. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土

規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

21. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「21. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「22. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

22. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

23. 建設キャリアアップシステムの活用

1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。

3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：5)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：5)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：5)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、

平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

- 7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日まで発注者に報告すること。
- 8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

24. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。